



平成28年1月14日

各 位

東京労働局労働基準部賃金課長

平成27年度東京都最低賃金の適用に係る広報依頼について

労働基準行政の円滑な運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都において適用される最低賃金は、すべての労働者に適用される東京都最低賃金と特定の産業の基幹的労働者に適用される特定（産業別）最低賃金の2種類が設定されています。

平成27年度は、審議の結果、特定（産業別）最低賃金の改正が行われなかったことから、特定（産業別）最低賃金が設定されている業種を含めすべての業種に東京都最低賃金（時間額907円）が適用されることとなりました。

東京都最低賃金はアルバイト、パートタイムを含むすべての労働者に適用されるもので、適用される最低賃金額の周知は円滑な労使関係の構築にも不可欠な要素となっています。

つきましては、本件趣旨のご理解を賜り、別添「広報文案」等の内容をホームページ・メールマガジン・広報紙（誌）・電光掲示板等にご掲載いただきたく、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、広報文案の電子データをご希望の場合には、下記担当までご一報願います。

(担当) 東京労働局労働基準部賃金課 最低賃金係 澤村・柴田  
〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階  
電 話 (03) 3512-1614 (直通)  
FAX (03) 3512-1558

[広報文案1]

**平成27年度 東京都最低賃金の適用について**

東京都特定（産業別）最低賃金については、本年度は改正がありませんでした。したがって、都内で働く全ての労働者に

**東京都最低賃金 時間額 907円**

が適用されます。

※ 都内で労働者を使用する全ての業種の使用者及び事業場で働く労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

※ 詳細は、

東京労働局労働基準部賃金課 TEL 03-3512-1614（直通）

又は 最低賃金総合相談支援センター TEL 0120-311-615

までお問い合わせ下さい。

[広報文案2]

**平成27年度 東京都最低賃金の適用について**

本年度は、東京都特定（産業別）最低賃金の改正がありませんでしたので、東京都最低賃金時間額907円が全ての業種に適用されます。

※ お問い合わせ

東京労働局労働基準部賃金課 TEL 03-3512-1614（直通）

又は 最低賃金総合相談支援センター TEL 0120-311-615

※広報文案の電子データが必要な場合は、最低賃金係担当までご連絡ください。

# 東京都の最低賃金

| 区分  | 最低賃金の名称 | 時間額  | 効力発生日     |
|-----|---------|------|-----------|
| 地域別 | 東京都最低賃金 | 907円 | 27. 10. 1 |

\*東京都全域の事業場で働くすべての労働者(年齢に関係なく、アルバイト等を含む)に適用されます。

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| 特定(産業別)最低賃金   | 鉄 鋼 業                                    | <p>特定(産業別)最低賃金とは、関係労使が基幹的労働者として地域別最低賃金より高い水準を定めることが必要と認めるものについて設定されるもので、東京では左欄の6業種の特定(産業別)最低賃金が定められています。</p> <p>平成27年度は特定(産業別)最低賃金の改正が行われなかったため、この6業種を含め全業種に上欄の東京都最低賃金(時間額907円)が適用されます。</p> |
|               | はん用機械器具、生産用機械器具製造業                       |   |
|               | 業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業    |   |
|               | 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業 |   |
|               | 出 版 業                                    |   |
| 各 種 商 品 小 売 業 |  |   |